

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」	
	政策の達成目標	被災地域における従業者数の増加	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	延長期間 5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ	
政策目標の達成状況	平成25年12月31日現在の従業者数は、被災5県で649,840人であり、平成22年水準（695,051人）と比較し、約93%である。 <div style="text-align: right;">【工業統計調査】</div>		
有効性	要望の措置の適用見込み	(法人) 28年度 234件 29年度 196件 30年度 164件 31年度 137件 32年度 115件 5年計 846件	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、引き続き雇用に係る事業者の負担が軽減され、雇用機会の確保に資することができる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（東日本大震災復興特別区域法第37条、第39条及び第40条）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、復興推進のため地域に集積を目指す業種でありかつ被災者を雇用する場合に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の指定件数 1,491 件(うち法人1,379 件) (平成 27 年 3 月末日現在) ・指定事業者等による被災者の雇用実績 103,634 人 (平成 27 年 3 月末日現在)
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を通じて、被災者の雇用を促進し、被災地域における雇用機会の確保に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設</p>
<p>ページ</p>	<p>1—3</p>